

**B C P等策定支援補助金**  
**【公募要領】**

## 〔目 次〕

I. 本事業について.....	2
1. 事業の目的 .....	2
2. 補助対象者 .....	2
3. 補助対象経費 .....	3
4. 補助率等 .....	3
5. 申請手続 .....	4
6. 補助事業者の義務 .....	4
II. 応募時提出資料 .....	4

## I. 本事業について

### 1. 事業の目的

本事業は、台風災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、相次ぐ自然災害等により、災害等発生時における事業継続に向けた備えの重要性が高まっていることから、災害等に負けない「強い企業」づくりを進めるため、「BCP（事業継続計画）」及び「事業継続力強化計画」の策定経費の一部を補助します。

### 2. 補助対象者

本事業の補助対象者は、次の（１）、（２）及び（３）に掲げる要件をいずれも満たす本市に事務所・事業所等を有する中小企業等（中小企業基本法第２条第１項に該当する中小企業者及び企業組合）であることとします。

【参考（中小企業基本法第２条に該当する中小企業者）】

業種	資本金	従業員	(うち小規模企業)
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

※会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）

※個人事業主本人（なお、家族従業員は「常時使用する従業員」に含まれます。）

- (1) 市内で事業を営んでいること。
- (2) 令和４年度以降にBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画を策定していること。
- (3) 次の①から④に掲げる「本補助金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 法人等（個人または法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員 または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下 同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
  - ③ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
  - ④ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 3. 補助対象経費

補助対象となる経費は、BCP等の策定に要する下表に定める経費で、次の①、②に該当する経費を除いたものとします。

- ① 対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ② 他の補助金の交付の対象となる経費

#### <補助対象経費>

対象経費区分	対象経費の例
報償費	アドバイザーへの謝金
旅費	アドバイザー及び研修会への参加に係る交通費及び宿泊費
需用費	BCP等の策定に係る印刷製本費、専門書等の図書購入費
委託料	コンサルタント会社等への委託料
使用料及び賃借料	会議室等の使用料
負担金	研修会への参加に係る負担金

また、上記の対象経費区分においても、下記に該当する経費は対象となりません。

- ・ 補助事業の目的に合致しないもの
- ・ 必要な経理書類を用意できないもの
- ・ 駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代
- ・ 事業目的の達成に関し必要性が認められない単なる講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等
- ・ 商品券・金券の購入、商品券・金券・クーポン・ポイントでの支払い
- ・ 役員報酬、直接人件費
- ・ 各種キャンセルに係る取引手数料等
- ・ 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用

### 4. 補助率等

本事業に係る補助率等は以下のとおりです。

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	20万円

## 5. 申請手続

### 【補助金申請の手続きの流れ】

「BCP等策定支援補助金申請書」を作成し、BCP等の成果品及び補助の対象となる経費を支払ったことが分かる書類を添付の上、いわき市中小企業・小規模企業振興協議会（補助金事務局）に郵送で提出してください。

提出先 〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地 いわき市中小企業・小規模企業振興協議会事務局 (いわき市産業振興部 産業チャレンジ課)
---

## 6. 補助事業者の義務

本事業の採択となった事業者は、補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業 完了後、5年間保存しなければなりません。

また、本補助金を活用して取り組んだ事業やその効果等を広く周知するため、成果報告会を開催することがあります。その際には参加いただくこととなります。

## II. 応募時提出資料

提出物	必要部数	備考
BCP等策定支援補助金申請書	原本1部	
添付書類	写し1部	BCP等の成果品及び補助の対象となる経費を支払ったことが分かる書類